

●香川県告示第157号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により、高松港の臨港地区内における分区の変更をしたので、次のとおり告示し、公衆の縦覧に供する。

令和7年6月10日

香川県知事 池 田 豊 人

1 分区名及び分区の変更に係る土地の区域

（1） 変更前の分区名

工業港区

（2） 変更後の分区名

商港区

（3） 分区の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部港湾課